

1 特別観覧料

区分		特別観覧料の額（1点1回につき）	備考
撮影	モノクローム	2,000円	改定なし
	カラー	3,000円	改定なし
模写・模造		2,000円	改定なし
熟覧		500円	改定なし

備考 表中の「1回」とは、撮影にあつては、同一美術資料について原板3枚以内をいう。

2 施設等使用料

(1) 市民ギャラリー

単位	利用する面積の割合	使用料の額	
		令和7年4月以降	令和7年3月まで
1週間につき	6分の1	9,200円	8,000円
	6分の2	17,250円	15,000円
	6分の3	23,000円	20,000円
	6分の4	28,750円	25,000円
	6分の5	34,500円	30,000円
	全部	40,250円	35,000円

備考

- 1 観覧料又はこれに類するものを徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める利用料金の額の1.5倍に相当する額とする。
- 2 利用期間が1週間に満たない場合でも日割計算は行わない。

(2) 野外劇場

単位	使用料の額（1時間につき）	
	令和7年4月以降	令和7年3月まで
午前9時から午後5時まで	570円	500円
午後5時から午後9時まで	1,150円	1,000円

備考

- 1 観覧料又はこれに類するものを徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

(3) 展示室

室名	使用料の額（1日につき）	
	令和7年4月以降	令和7年3月まで
展示室1	17,250円	15,000円
展示室2	17,250円	15,000円

備考

- 1 利用の許可を受けた期間の内に、休館日（美術資料の搬入又は搬出のため施設を利用する場合を除く。）がある場合は、当該休館日に係る利用料は無料とする。
- 2 観覧料又はこれに類するものを徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の1.5倍に相当する額とする。

(4) レクチャールーム

区分	使用料の額	
	令和7年4月以降	令和7年3月まで
午前10時から正午まで	2,300円	2,000円
午後1時から午後5時まで	4,600円	4,000円
追加【1時間あたり】	1,150円	—

備考

- 1 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 2 午前及び午後の区分に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、午前及び午後の区分に定める使用料の額の合計額とする。
- 3 表に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考1に規定する場合を除く。）における使用料の額は、1時間につき、追加の区分に定める使用料の額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

3 備品の使用料

(1) 市民ギャラリー備品の使用料

区分	単位	使用料の額（1週間につき）	備考
展示パネル大	1枚	300円	改定なし
展示パネル中	1枚	200円	改定なし
取付照明器具	1個	300円	改定なし

(2) 展示室備品の使用料

区分	単位	使用料の額（1日につき）	備考
可動展示パネル	1枚	100円	改定なし
取付照明器具	1個	50円	改定なし

(3) レクチャールーム備品の使用料

区分	単位	使用料の額	備考
視聴覚機器 設備一式	午前（午前10時から正午まで）	1,000円	改定なし
	午後（午後1時から午後5時まで）	2,000円	改定なし
	追加（1時間あたり）	500円	改定なし

備考

- 1 午前及び午後の単位に定める利用時間を継続して利用する場合の使用料の額は、午前及び午後の単位に定める使用料の額の合計額とする。
- 2 利用時間が表に定める利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 3 表に定める利用時間以外の時間に利用する場合（備考1に規定する場合を除く。）における使用料の額は、1時間につき、追加の単位に定める使用料の額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。